

違法・不法無線の申告について

違法・不法無線の申告は、監視課・調査課に電話(または文書)で申告してください。
(申告にあたっては、「80条報告」と言う形式や様式にはこだわりません)

- 監視課 電話番号:052-971-9472 (AT)
- 調査課 電話番号:052-971-9642 (CB PA)

電話による申告にあたっては、次の事項をお尋ねします。(文書でお出し頂く場合は記載してください)

- 混信・妨害の原因者(車輦ナンバー、会社名等)
- 申告される方の住所、氏名、電話番号、コールサインなど
- 混信・妨害の発生年月日、時間、場所等
- 無線局の種別(アマチュア局など)、
- 電波の型式と周波数
- 混信・妨害の具体的な状況
- その他参考となるもの
(車輦ナンバープレートの文字・数字は、見間違えのないよう正確にお願いします。)

車両の場合は、車両番号や会社名、走行する道路や出入りする現場などが有力な手がかりになりますので、申告後も逐次情報提供をお願いします。

お聞きしたいことや監視結果の報告など、いつでも連絡が取れる電話番号・携帯番号をお聞かせ下さい。

調査の後、不法・違法な無線局であることが判明した場合は、車輦所有者を通じ指導等を行います。

調査の状況や監視結果は、担当から電話で適宜連絡いたします。

461-8795

名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎3号館

総務省 東海総合通信局 監視課 (担当: 三木 野口)

電話: 052-971-9472